

◎議 事 日 程（第5号）

平成28年6月22日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第34号 愛西市税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第35号 愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第36号 愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第37号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第38号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第7 議案第39号 市道路線の認定について
- 日程第8 議案第40号 平成28年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第41号 平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第42号 愛西市役所佐織支所整備工事契約の締結について
- 日程第11 意見書案第2号 適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について
- 日程第12 意見書案第3号 地方財政の拡充を求める意見書について
- 日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（19名）

1番	大島一郎君	2番	吉川三津子君
3番	近藤武君	4番	神田康史君
6番	高松幸雄君	7番	山岡幹雄君
8番	大野則男君	9番	加藤敏彦君
10番	真野和久君	11番	河合克平君
12番	島田浩君	13番	杉村義仁君
14番	鬼頭勝治君	15番	鷺野聰明君
16番	八木一君	17番	石崎たか子君
18番	堀田清君	19番	大島功君
20番	大宮吉満君		

◎欠席議員（1名）

5番 竹村仁司君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 津 友 章 君
総 務 部 長	佐 藤 信 男 君	企 画 政 策 部 長	山 内 幸 夫 君
産 業 建 設 部 長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	石 黒 貞 明 君
市 民 協 働 部 長	猪 飼 明 君	上 下 水 道 部 長	横 井 一 夫 君
消 防 長	足 立 信 夫 君	健 康 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	水 谷 辰 也 君
子 育 て 支 援 プ ロ ジ ェ ク ト 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	伊 藤 辰 明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 敏 彦	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	服 部 芳 樹	書 記	服 部 陽 介

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

では、本日、御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。5番・竹村仁司議員は欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として意見書案第2号、意見書案第3号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務協働副委員長から報告をお願いいたします。

○総務協働副委員長（大宮吉満君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから総務協働委員会の結果を報告させていただきます。

竹村委員長が病氣療養中のため、副委員長の私が委員長の職を務めさせていただきました。

委員会の結果を報告いたします。

総務協働委員会は、6月14日午前10時から開催し、当委員会に付託をされました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第34号：愛西市税条例等の一部改正については、主な質疑で、環境性能割創設に係る取り扱いの変更内容はどのようなものかとの質問に対し、税の名称を環境性能割と改めて、新車、中古車を問わず自動車及び軽自動車の取得時に燃費基準達成度等に応じて、非課税・1%・2%の税率を定め、県が賦課徴収するものであるという答弁でありました。

また、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置とは具体的に何かとの質問に対し、既存の住宅に省エネ改修を行った場合、申告により翌年度1年間固定資産税額を3分の1に減額するというものでありますという答弁でございました。

また、個人住民税の医療費控除の特例で本人の選択によりとは、従来の医療費控除との併用はできないのかとの質問に対し、併用はできませんという答弁でありました。

採決の結果、議案第34号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に付託を受けました部分におきましては、質疑の中で、LED化事業で全市にある照明灯7,200灯をいつまでに調査を終える予定かという質問に対しまして、平成28年度中に調査を終えて平成29年度から取りかえ予定ですという答弁でありました。

また、照明灯のLED化事業については、公募して入札するに当たり競争可能な業者が複数あるのかの質問に対しまして、現段階では3グループの存在を確認していますという答弁でございました。

また、照明灯のLED化事業において取りかえ完了後の管理方法はの質問に対しまして、データベース化した管理台帳をもつての維持管理を計画していますという答弁でありました。

採決に入り、議案第40号の当委員会に付託を受けました部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号：愛西市役所佐織支所整備工事契約の締結については、質疑の中で、組織の見直しを終えた市として、今後の施工管理はどう考えているのかとの質問に対しまして、組織の見直し後は、財政課が入札から一連の工事関係の検査まですることになっていますので適切な管理監督を進めますという答弁でありました。

また、アスベストは、現段階では確認されていないのかとの質問に対し、アスベストについては、本議案の契約とは別の契約にて工事完了まで調査期間としています。アスベストについては、現段階では確認されておりませんという答弁でありました。

採決の結果、議案第42号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、陳情第2号、総務協働委員会に送付されました中で、憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書の中の意見書案2件を審査いたしました。

採決の結果、いずれも全員賛成で採択とされました。

後ほど委員会としての陳情に関する意見書案を提出させていただきますので、御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上、総務協働委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、福祉消防委員長、報告をお願いいたします。

#### ○福祉消防委員長（真野和久君）

それでは、福祉消防委員会の委員長報告を行います。

福祉消防委員会の結果を報告いたします。

福祉消防委員会は、6月15日午前10時から開催し、当委員会に付託された案件を慎重に審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告の写しを配付させていただいておりますように、議案第37号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正については、主な質疑で、2割、5割、7割軽減対象者の推移に関する今後の展望はとの質問に対し、被用者保険におけるルールとのバランスに考慮し、超過世帯の割合が1.5%に近づくように段階的に賦課限度額を上げていくという国の見解があるので、限度額は今後も上がる可能性もあると考えますという答弁でありました。

また、低所得者の医療にかかわる割合等の問題点はという質問に対して、低所得者及び高額医療対象者に係る医療の情報については、国保データシステムによって確認をしたいという答弁でした。

採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、質疑の中で、特別保育事業費等補助金でICT化に伴う費用の限度額100万円でどこまでのものがそろえられるのかとの質問に対し、保育業務支援システムの導入及び周辺機器の導入費用分ですという答弁でした。

また、女性消防団員の具体的な活動内容はとの質問に対し、通常は男性消防団員と同じような活動ですが、技量に応じて救命講習や式典補助などのケースも考えられますとの答弁でした。

採決に入り、議案第40号の当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑の中で、国保広域化による市のメリットは何かとの質問に対し、小規模な保険者が多い中で、都道府県が責任を持つということで医療の効率的な提供を中心とした今後の国保のサービスを確保することで国民皆保険を堅持しようとするなどですという答弁でした。

また、一般会計からの法定外繰り入れの解消部分はどう補われるのかとの質問に対し、国による補填がなされるものと考えていますという答弁でした。

採決の結果、議案第41号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、福祉消防委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、最後に建設文教委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設文教委員長（鷲野聰明君）

それでは、建設文教委員会の結果を報告いたします。

建設文教委員会は、6月16日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、主な質疑で、指定管理をするに当たり業務のチェック事項についてはどの質問に対し、現在実施している確認内容は業務日報を含めて指定管理後も実施していただきますという答弁でした。

また、図書館協議会、社会教育審議会、教育委員会において、今回の指定管理制度に賛成された理由は何かとの質問に対し、より利用しやすく市民のニーズに合ったサービスを提供してほしいという方向づけをもって賛成されましたという答弁でした。

採決の結果、議案第35号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正については、今回の条例改正のタイミングはどうなのかとの質問に対し、緑苑プール施設の解体に伴い管理が不要になることから条例改正するものですという答弁でした。

採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号：市道路線の認定については、主な質疑で、平成30年ではなく、なぜ今市道認定するのかとの質問に対し、用地買収に伴い税控除の適用を受けるためですという答弁でした。

また、道路が通行できない状況であるが市道認定はできるのかとの質問に対し、認定できません。通行できるようになってから供用を開始しますという答弁でした。

採決の結果、議案第39号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第1号）のうち当委員会に付託を受けました部分につきましては、質疑の中で、土地購入費に係る単価の設定はどういう経緯で決定したのかの質問に対し、不動産鑑定をもとに価格を決定していますという答弁でした。

また、補償費120万円の内訳は何かの質問に対し、工作物、看板、投光器、れんが積み花壇等の補償費ですという答弁でした。

採決に入り、議案第40号の当委員会に付託を受けました部分につきましては、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、建設文教委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第34号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・議案第34号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第34号：愛西市税条例等の一部改正について、討論を行います。

議案第34号の4に法人税割の税率がありますが、法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げるとは地方自治体の財源を奪うことであり反対です。

愛西市は、今、税収をふやすために南河田工業団地の造成を進めているところであります。

法人税率割の税率変更は、消費税10%を前提にした地方自治体の財源調整として提案されているものであります。

そもそも消費税は、収入の少ない人ほど負担率の高い不公平税制度で、税金は負担能力に応じて課税すべきです。

以上に理由で、議案第34号には反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第34号は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第35号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第3・議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に参加いたします。

昨年の12月の一般質問でも答弁があったとおり、図書館法によって図書館の目的というのは法律によって規定をされています。

図書館とは、図書や記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に寄与し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的としているというふうに規定をされています。つまり、市民の教養を高め、市民が調査研究を深め、市民の楽しみを増進するために、図書や歴史的文献、また郷土資料、学術的な調査研究資料、行政資料を収集し、整理をし、保管をするということを目的としておる施設である。

愛西市にとっても、愛西市民にとっても重要な施設であると考えます。

また、役割についても、そのときに明らかにされています。

- 1つ、親しみやすく、気軽に利用できる図書館であること。
- 2つ、市民に身近な図書を生活に役立つ図書館であること。
- 3つ、市民の生涯学習に資する図書館であること。
- 4つ、地域に根差した地域文化の発展に寄与する図書館であること。
- 5つ、国際化、情報化社会に対応する市民の文化センターとしての図書館であること。
- 6つ、子供読書活動を促進し、環境整備の充実を図る図書館であること。

以上、6つの役割についても明らかにされておるところでございます。

愛西市民の学術や文化の発展のために中心的な教育施設であるということであると考えます。

図書館運営に今求められているのは、継続性や資料収集、職員の労賃や労働時間などの労働環境の劣化に不安のある民間の委託ではなく、直営による自覚的、継続的、発展的な運営であると考えます。民間が優位であるとの誤った選択は、愛西市と愛西市民に対し多大な損失を与えることとなるのではないのでしょうか。

今すべきは、住民の福祉の増進という自治体の役割のもと、さまざまな課題解決のため、直営により市民による図書館を充実させるプロジェクトをつくり、職員の採用や人事配置、各部署の連携に至るまでとことん市民の主体性と熱意に依拠していくことであると考えます。

自治基本条例の前文には、市民が主体の自主・自立のまちづくりに取り組むことを決意するとあります。市民は、愛西市に働く者を含んでおります。市の職員も含まれているところです。

現在の直営による図書館運営は、自主・自立のまちづくりに欠かせないものであると考えます。真に図書館の目的を達成し、真に図書館の役割を一層充実させるため、また自治基本条例の目的である市民の主体のまちづくりを実現するためにも、本条例は図書館運営を民間に任せ指定管理に道を開くものであり反対です。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

#### ○2番（吉川三津子君）

それでは、議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

大きく5つぐらいちょっと理由を述べたいと思うんですけども、1つ目は、一般質問の中



でも申し上げましたように、図書館は基本的人権の一つである知る権利を守る貴重な施設であります。戦時中に国策に反するものが墨で黒塗りされました。こうした過去の悲惨な経験から、全ての検閲にも反対するとの文言が愛西市の図書館年報には書かれています。

委員会で、私の一般質問に対して誤解して捉えていらっしゃった議員の方もいらっしゃったと思いますが、私はこうした憲法に書かれた基本的人権を守るということを前面に掲げている施設については、私は市が直営とするべきであると考えております。

そして、指定管理者になりますと年間契約がされるわけですが、さまざまなアイデアが急に出了場合、他の部署との連携や企画に対応しづらいのが指定管理者制度であります。子供が本に親しむための施策が、臨機応変にとれる体制を維持することが望まれます。学校や史料館などとの連携を期待するわけですが、年間契約で運営され、急激な企画に対して対応しづらい指定管理者制度は問題であるとは考えております。

また、今回一般質問や委員会での答弁で、市民のためによりよいサービスを提供するためにこの指定管理者制度を御理解いただきたいという答弁が繰り返されました。精神論のみで、データ及び調査結果が大変示されていないと感じております。その点については大変問題ではないでしょうか。

そして、こうした一般質問や委員会、本会議の中で矛盾点もいろいろ表面化しました。3点ほど上げさせていただきたいと思っております。

1つ目の矛盾点は、課題は利用者が少ないと述べながら、利用者が減っている津島市を参考に評価していると述べております。大変これは課題と評価が矛盾しております。参考にしている事例が愛西市と合っていないということでもありますので、まさに指定管理ありきで進めようとしているのではないのでしょうか。

また、調査におきましても、津島市や愛西市については聞いているが、ほかについてはインターネットで調べたということで、ホームページにさまざまなデメリットについて表記がされているわけがありません。そういった面で大変調査不足であろうと感じております。

また、3審議会、協議会で議会に上がる前に協議がされているわけですが、この指定管理者制度を導入した場合のメリットとしてお答えしているのが、現状維持が精いっぱいであろうということのお答えがされており、この指定管理者制度を導入することによってのメリットというのが大変少ないということを感じております。

また、矛盾点の2つ目として、指定管理にしようとしたが、問題があるからやめた自治体の事例など、そういったことについての調査はほとんどされておられません。

また、窓口委託にした場合のメリット・デメリットについての調査もされておらず、指定管理者との比較、対象がされていないのが大変問題だと思っております。

そして、3委員会、協議会等に経費についての算出がされております。これも大変矛盾があり不適切なデータの提示がされていると思っております。

人件費については、市内の指定管理者制度を参考に人件費を算出したと委員会等で説明がされております。この議会の中では窓口とカリファレンスなど、いろんなところで支所が必要と

答弁されているにもかかわらず、体育館などの貸し館的な業務を参考に人件費がはじかれ、人件費の削減がされるといった形で説明がされ合意をされているということについては、本当何を考えているんだろうということで大変な矛盾を感じております。

そして、5つ目の指定管理導入に反対する理由といたしましては、行革の目的に指定管理者制度を進めるということを上げていらっしゃるということは私も承知しておりますが、これは適材適所で進めるということは議会の中でも明らかになっており、市長がかわられてから指定管理者制度から直営に戻されている事例もあるわけですので、行革の中で指定管理者を進める、全てどれでも進めていいというわけではないというふうに私は考えております。私自身、指定管理者制度そのものに反対する立場ではなく、貸し館業務とか、民間のノウハウを生かしたり、NPOの思いを生かしたり、そういったことに関して、それにふさわしい施設について指定管理者を進めるべきという考えは持っておりますが、行革の目的だからやるんだという考えに対しては大変問題ではないかなというふうに思っております。

そして、今回の議会の中で痛切に感じたのは、市のほうが指定管理者制度と委託業務との違いというのを把握していらっしゃるということを痛切に感じました。条例とか法律をもとに運営を委ね、行政としての権限等も指定管理者に委ねるのが指定管理者制度であり、契約をもとに業務を行っていくのが委託事業であろうというふうに大ざっぱに考えればそういったものであります。今回の議会の中でさまざまな答弁を聞き、この指定管理者制度と委託との違いを、やはり市の中で、もう一度考え、勉強し直す必要があるのではないかなということを思っております。

あと指定管理者制度なんですが、図書館は一度指定管理者にすると、市は図書館運営という面で運営のノウハウを持たなくなります。ですから、直営に戻すということは大変困難であり、不可能であろうと私は思っております。いま一度慎重にメリット・デメリットを調査研究し直すことを求めて、この段階での条例改正には反対といたします。以上です。

#### ○議長（大島一郎君）

ほかに反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

まず最初に、8番・大野則男議員、どうぞ。

#### ○8番（大野則男君）

それでは、議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

この議案については、図書館の指定管理もできるよう条例改正するものと理解しておりますが、一、二点、賛成に当たってお約束をしていただき賛成したいと思います。

まず1点目ですが、公の施設における指定管理制度の実施が平成17年2月に策定してありますが、このことだけで実施しないよう、内部においても、外部においても図書館は市にとって、また市民の皆さんにとっても共有の財産であることを軸に進めていただきたいと思います。

そして、先ほど来から話がある慎重かついろいろな角度での熟議をしていただき進めていただきますことをお願いしたいと思います。

2点目ですが、実施に当たっては公募またはプロポーザル、いろんな形で選定になるかと思いますが、選定委員の選任については、これも慎重に選び抜いていただき進めていただきますことをお約束いただき、この条例改正を賛成したいと思います。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、6番・高松幸雄議員、どうぞ。

○6番（高松幸雄君）

議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場から発言いたします。

図書館には必要な資料を収集し、整理、保存して公開、教養や生活を豊かにする役割があります。図書館は、市民、地域、まちづくりのためにあるということを念頭に、効率、効果等も考慮し、民間活力である指定管理者制度の導入も検討しながら、最善の方策を見出していくことが重要ではないかと考えます。

今後は、従来の閲覧や貸し出しサービスだけではなく、開館時間の延長や開館日を充実するなど、暮らしに役立ち、身近に感じることが出来る地域の知識向上やまちづくりの拠点としても誰もが利用しやすい施設、子供が読書に親しめる機会の提供と支援する施設として、多機能な図書館を目指していくことが重要であります。こうした考えのもと、民間事業者等の視点や手法、ノウハウを活用し、柔軟で効果的な運用を図っていくことが必要ではないでしょうか。

一度民間に委ねても、3年後の更新時には市の運営に戻すことが可能であることや、全てを指定管理に任せるのではなく外部委員会を設置し、実績評価を行い、市が監視していくことができるので低賃金雇用による利用者サービス低下の不安は解消され、今まで以上のサービスを期待できるのではないのでしょうか。

また、市が実施してきたよい点は継承していくことができ、指定管理者に対しての指導や注意もできる。これまで児童館を初めスポーツ施設など多くの公共施設で指定管理制度を導入されましたが、指定管理者事業者と利用者、関係団体などとの連携が図られ、導入効果があらわれてきている施設もあります。

本の選書については、指定管理者が選定しますが、最終的には教育委員会で決定し市の予算で購入します。

市は指定管理の条件として、基本方針が理解されていること、管理体制がしっかりしていること、そして実績があることを明示しており、市の条件に合った適当な業者がなかった場合にはもとに戻すことができると言っております。

これからの市の役割として指定管理者制度を上手に活用していくことは重要であると考え、賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

議案第35号：愛西市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例は、図書館の指定管理者制度導入に対して公の施設における指定管理者制度の実績に関する指針、第4期行政改革推進計画に基づいており、これまで市直営で図書館を管理運営していたものを、地方自治体244条2第3項の規定により、法人その他の団地であって地方公共団体が指定するものに施設の管理を行わせることができるようにできる条例であると思っております。

今までの図書館運営では、図書館に配属された市職員の創意工夫や努力をし続けている中であって、議案質疑、委員会の意見の中でできることがかなり限界に達しつつあるのが現状だと思っております。

また、市の人事では、ジョブローテーションによる人事異動により司書資格を持たない人事配置が行われている現状もあります。

今までの質疑、委員会の意見の中で、郷土資料、ノウハウの継承、継続的な運営など、注意して進めていかなければいけないことも出てきております。これらの問題を踏まえ、これからの委員会、選定委員会を含め注意して進めていただけることを思っております。

また、指定管理業者に移行するに当たり、高度な知識、熟練した能力を持った専門職員を即戦力として配置でき、特色をより打ち出した図書館になることができると思っております。

図書館は市の顔にもなるという意見もありますが、指定管理業者の知恵や手法を最大限に発揮していただければ、市民の方々に対して今以上のよりよい愛西市図書館になっていくことを考えておりますので、このことをもって賛成討論とさせていただきます。

○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第35号は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第36号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・議案第36号：愛西市プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第36号は原案どおり可決決定をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第5・議案第37号（討論・採決）

### ○議長（大島一郎君）

次に、日程第5・議案第37号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

### ○10番（真野和久君）

それでは、議案第37号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の税条例の一部改正に関しては、課税限度額の見直しで、基本課税額で2万円、後期高齢者支援金課税額で2万円引き上げて高所得者に負担を求める一方で、5割軽減と2割軽減の対象を広げることになります。5割軽減、2割軽減の対象を広げることに関しては、低所得者に対する負担軽減という点で評価できますが、課税限度額の見直しについては、現状のところでいくと、もうそろそろ限界に来ているのではないかというふうに考える次第です。

国保税は負担能力に応じて課税がなされることは基本なので、その点に関してはいいのですが、ただ愛西市の場合、資産割が高くて限度額を超える場合で収入が少なくて保険料が払えない事態が、既にもう近隣市町村では起こってきています。

市の説明としては、限度額を超える場合でまだそのようなケースはないということなので、一応今回は賛成をいたしますが、今後としてもこのまま進めることは不可能になっていくのではないかというふうに考えます。

現在でも収入が年金しかない高齢者の方が、資産割が高くて国保税が高くなって国民健康保険税がなかなか払えないという相談もされる事態も既にあります。そういう点でも、資産割の見直しはまずもって急務になっているのではないかというふうに考えます。

また、軽減世帯が半数を超えるなど、国保加入世帯は所得が低い世帯が多いことに加えて、収入のない子供の分も課税をされる問題や、世帯主に課税をされるために、例えば後期高齢者に入っていて、自分が国保の加入者でないにもかかわらず世帯主が子供の国保税を払わなければならないというような問題も出てきています。

そもそも現在の国保税の負担は、組合健保などに比べても重過ぎます。法定外繰り入れなど市としても支援を強めていくことが非常に重要になっていますので、それを求めていくとともに

に国の支援をふやす。また、国保自体の抜本的な改革を国に求めることなどを求めて賛成いたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第37号を採決いたします。

議案第37号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第37号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第38号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第6・議案第38号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第38号を採決いたします。

議案第38号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第38号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第39号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第7・議案第39号：市道路線の認定についてを議題といたします。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第39号を採決いたします。

議案第39号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第39号は原案どおり可決決定いたします。

◎日程第8・議案第40号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第8・議案第40号：平成28年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第40号について討論を行います。

議案第40号には、佐織庁舎の防災設備の移設工事費が計上されております。これは佐織支所の整備に伴う予算であり、愛西市が進めている統合庁舎の建設、支所の整備は、これまで地区のセンターであった総合支所を廃止し、地区のサービスや地区の活性化を失わせるものであり、議案第40号には反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

最初に、20番の大宮吉満議員、どうぞ。

○20番（大宮吉満君）

議案40号について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算では、永和中学校北校舎屋上防水改修工事やアスベスト含有建材撤去工事など、工事費が大きな役割を占めております。これらは設計完了後に工事費を積算することにより事業費の適正化を図るための取り組みの結果であり、今後も予算執行の効率化の取り組みを続けていただきたいと思います。

また、防犯灯及び道路照明灯のLED化事業では、現地調査を実施し、位置情報について台帳のデータベース化を図るとともに、従来に比べて約60%の電気量を軽減することができ、二酸化炭素CO<sub>2</sub>の排出削減による環境に配慮した低酸素社会の実現に寄与する内容となっております。

同じ総務関係で上がっている次期総合計画では、第1次総合計画では盛り込まれていなかった財政計画を盛り込むとの答弁が議案質疑でありました。地方交付税の合併算定がえによる優遇措置も終了間近となり段階的に削減され、厳しい財政運営となるのは明らかであります。

財政見通しをしっかりと見据えた上で将来展望を描いていただくことをお願いいたしまして、議案第40号に対する賛成討論といたします。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、議案第40号、愛西市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

たくさんの事業が盛り込まれ一つでも賛成できないものがあれば反対するのか、予算についての賛否の判断はいつも悩みます。

佐織庁舎関係のものが含まれていますが、今回私は総合的に考えて賛成という判断をいたしました。

今回の佐屋児童クラブの定員オーバーに対し、学校の協力を得て夏休みの児童クラブの場を確保されたことを私は評価しています。さらに、他の児童クラブの夏休み対策や、きょうもNHKの「あさいち」で、発達障害の子供へのかかわり方について放送がされておりましたが、いかに丁寧なかかわりを持つかによって、大人になったときに自立した生活が得られるということが放送されておりました。そういった発達障害の子供の利用に対しても、今後手厚い対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

しかし、一方で、保育士の業務負担軽減目的で民間保育園にシステム導入を補助していますが、保育士確保は全国的な社会問題となつてきていますが、愛西市の保育士の所得の補助は他市より低く、愛西市の保育園が保育士を確保しづらくなつていくだけでなく、流出している現実もあります。今後こうした対策も必要であり、補助金がつく事業を優先するだけでなく、課題を持って優先順位をつけて実施していただくことを要望いたします。

また、私は当初予算に組み込むべきか否かという判断において、私は総合計画策定費用など、市長が3月議会の施政方針で述べられたものは当初予算に間に合わせるのが当然であり、他の計画との整合性のためにおくれたという答弁がありました。それは理由にはならないと思っております。できるだけ当初予算に盛り込むという努力をしていただくことを求めます。

また、今回文化会館のアスベスト除去工事が含まれています。この間、本庁舎工事におけるアスベスト除去工事に関し議会で指摘をしてきました。その結果、新たな部署を設けて全ての工事を検査していく体制ができたと聞いておりますが、今回の答弁で、この仕組みが教育部局まで浸透しているのかという疑問を持ちました。今後こうした新しい仕組みにおいても、教育部局、市部局にかかわらずよい体制を整えていただくことを要望いたします。

また、企業団地の道路整備に関し角地の購入がされます。私は答弁を聞き、企業庁との交渉が不足していると感じております。さらに、支出削減の努力をしていただくことを要望といたしまして総合的な考えのもと、市民の福祉、生活向上に貢献できる事業がたくさん実施されるという判断をいたしましたので賛成といたします。

#### ○議長（大島一郎君）

他に賛成討論はございせんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。



[賛成者起立]

起立多数でございます。よって、議案第40号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第41号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第9・議案第41号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、議案第41号：平成28年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対討論を行います。

今回の補正予算に関しては、いわゆる国保の広域化にかかわる予算として補正予算が組まれました。

国民健康保険の広域化の問題は、やはりこのまま進めていくには大きな問題があるというふうに考え判断いたします。37号の賛成討論の中でも意見を述べましたが、国民健康保険の根本的な問題、高齢者の割合や所得の低い方が多い割に、と同時に負担が重いという構造的な問題があり、それを解決していくというためには、広域化だけでは解決しないということがまず第一に上げられます。確かに国保の財政共同安定化事業において一定の交付税、あるいは国保料の平準化が効果があるかもしれませんが、それだけではやはりそれぞれの市町村の負担の軽減はならないというふうであります。

そもそも今回の広域化の中で、現在一応建前としては市町村の独自の減免や法定外繰り入れなどは可能だという見解であります。今後広域化が進む中で、やはりこうした問題が、実際ほかの県も含めてさまざまな議論がされているところでありますので困難になる可能性があります。

国民健康保険に関しては、やはり今現状の問題が解決されない限り今の保険料の負担増や過度の徴収強化といったことが解決されないというふうに考えます。

特に今回の国保の広域化に関しては、国の国保の改革の中で提案をされてきていますが、やはり根本的には市町村に移行するだけで、結局は国の財政支援を行わない、減らしていく、またあるいは現状維持でそのままとどめているというような状況になってしまうのではないかと、ということが非常に危惧されるわけであります。

そうした点でも、やはり今のままの広域化には反対という立場から、今回の補正予算には反対をします。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

議案第41号に関して、反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険は、リストラに遭った人などの退職者、専業農家の方々、高齢者などが被保険者となっており、低所得者が多く、高齢者、平均年齢が高いのが特徴の弱者の保険であると考えております。

国保が広域化されたとき一体何が起きるんだろうということを、私なりに考えてみました。

私は、将来一般会計の繰り入れができなくなり、今はできると言っていますけれども、軽減措置等も統一化されていくのだろうと。そうした中で、歳入が減る中、その不足分をどこが補うかと考えた場合、市は答弁の中で、国が補ってくれるというようなことを言っておりますが、果たしてそうなんだろうか。

委員会の中でも堀田議員から質問がありましたが、消費税の値上げが見送りになり、その財源についても危うくなっているのが現状です。今、この10%への消費税が見送りになっているにもかかわらず、そういった10%を見越した施策にストップもかからず地域の地方職員が人件費を費やし、費用を使いながらいろんな事業を進めているのが現状であります。

私は、国が今以上にこの国保に対して負担をしてくるとは考えられず、現在の国保財政の危機をつくったのは国庫負担軽減によるものであり、広域化したから国庫負担金をふやすとは到底私は思えませんし、今回の議会の中でも、そのあたりは不透明であったと私は認識しております。

結論として、結果的に大幅な保険料アップが待っているという懸念は払拭できない、今の現在の広域化の制度に対しては、市民の生活を考えた場合、到底賛成できるものではありませんので反対といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方どうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第41号は原案どおり可決決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開を11時10分とします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大島一郎君）

では、休憩を解きまして、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第42号（討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第10・議案第42号：愛西市役所佐織支所整備工事契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

では、議案第42号：愛西市役所佐織支所整備工事契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

私は、この市役所の統合については反対の立場ではありませんでした。

私はこの市民の生活課題が多種多様化している折に、縦割り行政の解消のために統合すべきという考えでした。しかし、この本庁舎の計画は豪華過ぎ、やはり旧庁舎部分についてもしっかりとやはり市の職場としての位置づけをしながら有効に使っていくべきという考えを持っている点と、支所においては、公共施設の統廃合の問題が出てきた折でしたので、そういった施設を複合化しながら支所をつくっていくことを述べてまいりました。そうした面で、計画自体には反対をしましてまいりました。

また、支所につきましては、そういった関係で公共施設白書をみずから策定しながら提案もしてきたわけですが、長期的な公共施設の適正化及び市民の利便性を考えたときには、佐織についても公民館を利用したり、保健センターの中に支所を置いたほうが、私は市民の利便性、それから将来の公共施設のあり方からしても有効でないかということを考えてまいりましたので、今回の佐織支所の整備については賛成ができませんので反対といたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

[挙手する者あり]

反対討論。

○9番（加藤敏彦君）

反対、いいですか。

○議長（大島一郎君）

そうしたら、本来は通告が必要ですので今回1回だけは認めますけど、これから注意してください。

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

通告が漏れていたようで、まことに申しわけありませんでした。

議長の許可をいただきましたので、反対討論させていただきます。

議案第42号：愛西市役所佐織支所整備工事契約の締結について、愛西市の合併は、旧4町村が対等で、サービスは高く、負担は低くという精神でスタートしました。

日本共産党は、支所の建物を残して地区の防災とサービスのセンターとして整備することを求めてきました。しかし、統合庁舎の建設と支所の整備計画は、これまで地区のセンターであった総合支所を廃止し、地区のサービス、地区の活性化を失わせるものであります。

統合庁舎の建設について、市民からその是非を問う住民投票の請求がありましたが、それも行われませんでした。住民合意のないまま進められているのが、現在の統合庁舎と支所の整備です。

以上の理由で、議案第42号には反対をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第42号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・意見書案第2号及び日程第12・意見書案第3号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第11・意見書案第2号・適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書について及び日程第12・意見書案第3号・地方財政の拡充を求める意見書についてを一括議題とします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

副委員長・大宮吉満議員、どうぞ。

○20番（大宮吉満君）

それでは、意見書案第2号の提案説明をさせていただきます。

意見書案第2号、愛西市議会議長・大島一郎殿、総務協働委員会副委員長・大宮吉満であります。

内容につきましては、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書についてであります。

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書案の内容につきましては、「公共サービス基本法」の確実な履行ができる制度の実現や入札に参加する事業

者が適切に評価され、また地域社会の形成を担う事業者の育成や雇用、労働条件の安定といった観点を取り入れた入札及び契約制度の実現が重要であることから、次の事項を実現するよう強く要望するものでございます。

「公共サービス基本法」第11条を確実に実施できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期に果たすこと。

2として、公共サービスに従事する労働者の適正な賃金・労働条件と雇用の安定・継続を保障させる形での、「公契約法」を早期に制定すること。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

平成28年6月22日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

よろしく願いいたします。

続きまして、意見書案第3号の提案説明を行います。

意見書案第3号、愛西市議会議長・大島一郎殿、総務協働委員会副委員長・大宮吉満であります。

地方財政の拡充を求める意見書について。

地方財政の拡充を求める意見書を愛西市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございます。

地方財政の拡充を求める意見書案の内容につきましては、地方自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うために地方税財源の充実確保が不可欠でありますので、国に対して地方交付税の増額による一般財源総額の確保並びに地方税源の充実確保を強く求めるものでございます。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月22日、愛知県愛西市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣宛てでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大島一郎君）

次に、意見書案第2号及び意見書案第3号について、質疑を一括いたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

意見書案第2号及び意見書案第3号につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会への付託を省略いたします。

次に、意見書案第2号及び意見書案第3号を会議規則第34号の規定により一括議題とし討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

加藤敏彦議員。

○9番（加藤敏彦君）

意見書案第2号について、賛成の討論を行います。

適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書案ですが、千葉県野田市から始まった公契約条例は、陳情にあるように豊橋市や愛知県でも実施されようとしております。

公共事業は、その工事に携わる下請業者や作業員に適正な支払いを保証するために、国が公契約法を制定することが求められていると考えます。

以上の理由で、この意見書案を採択することを求めます。

次に、意見書案3号もいいですか。

意見書案第3号につきまして、賛成の討論を行います。

地方財政の拡充を求める意見書案であります。全国市議会議長会へ、毎年地方税財源の充実確保に関する決議を政府に提出しております。

愛西市議会としても、国に意見書を提出すべきと考えます。

特に民間委託や指定管理制度などの導入で削減した経費を、標準の水準として地方交付税の算定に結びつけるトップランナー方式は見直し、地方自治体の自主性を尊重すべきと考えております。

以上の理由で、この意見書案に賛成をいたします。

○議長（大島一郎君）

他に御意見のある方。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

まず、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案どおり可決決定といたします。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、意見書案第3号は原案どおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大島一郎君）

次に、日程第13・常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題いたします。

各委員会から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中に継続調査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。各常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。これにて各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、平成28年6月定例議会閉会に当たりまして、一言お礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会に上程いたしました議案に対しまして、議案質疑などを通じ御議論をいただき、また各議案につきまして議決をいただきましてまことにありがとうございました。

いただきました御意見、御提案などにつきましては、今後の市政運営に生かしていきたいと考えております。

さて、今後市内では、7月9日、10日の蓮見の会、また8月上旬の各地域での納涼祭り、8月28日の総合防災訓練など各種イベントが開催をされますので、議員各位におかれましては積極的に御参加をいただきたいというふうに思っております。

また、本日より参議院選挙も始まりました。我々といたしましても投票率アップのため啓発活動など取り組んでまいります。議員各位におかれましても御尽力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては暑さ対策など体調管理に十分御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大島一郎君）

これにて平成28年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午前11時25分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

大島一郎

会議録署名議員
第2番議員

吉川三津子

会議録署名議員
第3番議員

近藤武